

# 平成29年度 第3回青森県障害者施策推進協議会

日 時 平成30年3月19日（月）

13:30～15:30

場 所 アラスカ会館 3階「エメラルド」

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

### (1) 青森県障害福祉サービス実施計画（第5期計画）の策定について

※ 資料1-1、1-2、1-3（省略）に基づき、事務局から説明

(山田会長)

ただ今の事務局からの説明事項について、ご質問やご意見があればお願いいたします。

(山越委員)

青森県ろうあ協会の山越です。

まず資料1-1の2ページです。4番と5番についてです。

ご回答をいただきました文章を読ませていただきました。「検討する」という文言が記載されているんですが、実際、2年前の障害者差別解消法が施行されました、それで「合理的配慮をする」という記載があることに対して、この「検討する」ということが果たして合っているのかどうか。前もって合理的配慮をするのであれば、合理的配慮をするというようことを書いていただいた方がいいかなと。検討するという言葉はどうなのかなという意見です。

2つ目が、資料1-3、説明を省かれたところがあったのですが、質問があります。57ページ、(10)、表がありますよね、その8番目のところです。○の数はちょっと少ないような気がするんですが、そこは果たしてPRをされたのかどうかということです。PR不足で少ないのか、PRをするのも、県がそれがなぜ少ないのかというご確認、情報が少ないかと。町村においては記載がないところもありますよね。そこは町村に任せているのか、記載のないところもきちんと県がやっているのかというところの確認をしたい。

すいません、2点の質問です。よろしく申し上げます。

(事務局)

まず手話の配置、「検討する」と、障害者差別解消法ではどうかというところなんですけれども。障害者差別解消法の合理的配慮については、障害者の方から合理的配慮の申し出があった場合に、例えばその申し出が過重な負担、例えば経費的に過重な負担がある場合は、そういうことも検討して合理的配慮

をすることなので、例えばエレベーターを付けてくださいとか、そのエレベーターには何億もかかるとか、そういう経費的な部分はあるので、そういう経費的な部分とかも踏まえて負担が過重かどうかという視点も踏まえて検討して、できるとなれば合理的配慮をすることになりますので。

ここも、例えば聴覚障害者の方が、仮に何百人もとかになると、またそこは経費的な部分にもなるということで、そこはその場面、場面によって判断するというのが障害者差別解消法ということになっております。

もう1つの、資料1-3の57ページの市町村の地域生活支援事業のこの表は、29年度に各市町村が国の補助金を申請するために申請しているものでございまして、この事業は基本的に必須の事業なので、各市町村が判断をして、市町村のニーズとかを判断してやっているもので、あとは財政負担とかがあると思うので、そういうふうになっております。

基本的には今年度の各市町村が実施する見込みの事業として、参考として載せているところです。

(山田会長)

他にありませんか。

ないようですので、次に進んでいいですか。それでは次に第3次青森県障害者計画の関連事業の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

## (2) 第3次青森県障害者計画の関連事業の実施状況について

※ 資料2-1、2-2 (省略) に基づき、事務局から説明

(山田会長)

ただ今の事務局の説明に基づいて、ご質問やご意見があればお願いいたします。

ありませんか。

ないようですので、次に進みたいと思います。議事は終了しました。次に報告事項に移ります。報告事項は平成30年度障害者施策について、青森県障害福祉サービス等人材育成事業の取組状況について、青森県保育・障害福祉サービス事業所等認定評価制度の運用状況について、となっております。

事務局から説明をお願いいたします。その後、質問等があればお願いいたします。

それでは平成30年度障害者施策について、事務局から説明をお願いいたします。

## 4 報 告

### (1) 平成30年度障害者施策について

※ 資料3、参考1 (省略)、参考2に基づき、事務局から説明

(山田会長)

ただ今、平成30年度障害者施策について、事務局から説明がありました。

質問等があればお受けいたします。

ないようですので、次に進めます。青森県障害福祉サービス等人材育成事業の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

## (2) 青森県障害福祉サービス等人材育成事業の取組状況について

※ 資料4に基づき、事務局から説明

(山田会長)

ただ今、青森県障害福祉サービス等人材育成事業の取組状況について、事務局から説明がありました。質問等があればお受けいたします。

ないようですので、次に進めます。青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度の運用状況について、事務局から説明をお願いいたします。

## (3) 青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度の運用状況について

※ 資料5に基づき、事務局から説明

(山田会長)

ただ今の事務局からの説明について、質問等があればお受けいたします。質問、ありませんか。なければ、これで本日の議事等は終了いたしました。ご協力、ありがとうございました。では事務局にお返しいたします。

(山越委員)

すいません、質問があるんですけども、よろしいでしょうか。

資料5の2ページ、その他のところについて聞きたいんですけども。その他のところが何も記載されていないと思うのですが、そこについてちょっと質問をさせていただきたいということと、資料4、強度行動障害支援者養成についての研修会を実施したというお話があったと思うんですけども、実際、私たち、ろうあ者で強度行動障害を持っている人も実際にいます。それに対して、どう接していいのかわからない人もいますね。研修自体を知らない人もいますので、それに対して、もしろうあ者の中でも研修に参加したいという人がいれば対応していただけるのかどうかということと。

実は、今年の1月にテレビでたまたま見たんですけども、認知症のサポート研修会というのが実施されたというお話をテレビで見たんですけども、すいません、これからやるのかもしれないんですけども。それについて、聾者の立場で参加をしたいなと思うんですけども、県レベルが担当されているものなのか、聾者が受けたい場合に申し込みができるのかということですね、まあ実施主体等も含めてちょっと質問させていただきたいなと思います。

すいません、4つ目です。ちょっと話が逸れてしまうかもしれないんですけども。実は聾学校、青森と八戸に聾学校がありますよね。就労、職業施設みたいな。青森とかにありますよね、障害を持っている人が入って、研修、訓練等をする施設が青森や八戸にありますよね。弘前には、すいません、ちょっと情報がないのであるのかなのか分からないんですけども。

最近、たまたま話をする機会がありまして、青森場合、知的障害者の方が入って実際訓練を教えるんですが、コミュニケーションは大丈夫なようなんです。ですが、八戸の場合は知的障害者、その中に聾の人がいるということでちょっとコミュニケーションが取れない状況で、ちょっと苦しいという話を聞

いたことがありまして。

ちょっと配慮が足りないのかなと、その辺。県がそういう状況とかを把握しているのかどうか、その辺のことをお聞きしたいなと思います。

すいません、4つ目の質問、以上です。

(事務局)

ご質問、まず1点目ですけれども、資料5の2ページ目、(2)の表のその他のところが空欄になっておりますけれども。上から社会福祉法人、それから営利法人、株式会社とか有限会社、3つ目はNPO法人で非営利活動法人になりますけれども、それに該当しないもの、その3つに該当しないものが出てくればここに記載ということになります。

それから2つ目の、強度行動障害支援者養成研修にろうあ者の方が参加できるかどうかということだと思うんですけれども。こちらの研修は、あくまでも強度行動障害のサービスを行う事業所の従事者の方を対象にしている研修になっております。

(事務局)

認知症サポーターの件ですけれども、県庁職員は知事が全職員に受けなさいということで、私も受けまして、受けた方にはこのワッカンが配布されます。これです、オレンジ色。一般の方を対象にした研修もしていると思うんですけれども、ちょっと担当課が高齢福祉保険課というところで担当してまして、ちょっと今、すぐには、今、一般県民を対象とした研修をしているのか把握をしてないのでお答えできないんですけれども、そういうろうあ者の方とかも対象としてできるのかもちょっと聞きまして、後ほどお知らせしたいなと思っています。

(事務局)

聾学校の中にある就労促進センターについて説明いたします。

平成28年6月に青森聾学校、八戸聾学校、弘前聾学校の中に就労促進センターを開所いたしました。特別支援学校等の卒業生を、それぞれ定員8名で、県教育長が運用しております。3年以内に一般就労に結びつけようということです。

先ほどありました八戸就労促進センターに勤めていた聾の方ですけれども、昨年度、公務員試験を受けまして、昨年春から青森第一養護学校の事務室で働いております。8名いるんですが、2名、支援員がついております。それで働く上でサポートをしているところです。

(山越委員)

すいません、いいですか。今のにもう一度。

今、お話をいただいたんですが、コミュニケーションで手話を認めないというところがあるみたいで、その辺のところの説明、それに対してどう思うかという意見をお伺いしたいなと思います。

(事務局)

事務についている方は、口から読めると。聾学校の卒業生ではないようで、ゆっくり口を動かすこと

でコミュニケーションが取れるということでした。

(山越委員)

実際、本人と先輩が会ってお話をした時に、「コミュニケーションができなくて苦しい」みたいな話があったみたいで、もしかしたら職場では大丈夫とっていて、実際はちょっと苦しんでいたところがあったのかもしれないので、その辺、配慮を。

口でコミュニケーションが取れると思いついていて、そういう面があったのではないかなど。本当に本人のことを理解していたのかどうかというところですね。

実際、苦しいって、もし十分なコミュニケーションが取れていれば苦しいというようなことはなかったと思うので、その辺のところを。

(事務局)

分かりました。日常的には、先ほど申しあげた支援員の方がサポートしているのですが、センター長、副センター長は聾学校の校長先生がセンター長、教頭先生が副センター長を務めております。管理職の校長か教頭のどちらかは聾学校の出身と。

(山越委員)

聾学校の先生が必ずしも手話ができるというわけではないので、そこら辺、誤解とかがもしかしたらあるかもしれないなと思っています。

(事務局)

分かりました。県内の3つの聾学校なんですが、校長か教頭先生は聾教育、ずっと聾学校で教育をしてきた方が必ず就くようにはなっております。

(山田会長)

質問の方はよろしいですか。

(山越委員)

ちょっと待ってもらってよろしいですか。

学校の先生の場合であれば、長らくいるから手話ができるというわけでもないし、手話の知識であったりろうあに関する知識も長くいるからあるというわけでもなくて、一人ひとりの接し方、コミュニケーション方法であったりというのを、一人ひとりに合ったものを選択して接していく必要があると思います。この生徒は手話が必要かなというのは一人ひとり違うと思うので、実際、手話でコミュニケーションをしたいのに手話をコミュニケーション方法として認めてもらえなかったということがあったということなので、そういう話があってショックを受けたという話もあったので、その辺を頭に入れておいていただければと思います。

(事務局)

はい、分かりました。

(山田会長)

質問はよろしいでしょうか。

(山越委員)

すいません、質問等、またありましたらファックス等をさせていただきますので、よろしくお願  
いいたします。

(事務局)

それではよろしいでしょうか。

それでは認知症サポーターの方を含めて、高齢福祉保険課に確認をさせていただいて、後ほど委員に  
ご回答を申し上げるということにしたいと思います。

## 5 閉 会